

# 細中での生活

「細中での生活」は、誰もが安全・安心で居心地よく中学校生活を送ることができることを願って定められています。以下のことについて違和感や生活しづらさを感じる場合には、相談に応じたり、見直しを図ったりしていきます。

## 1. 身なりについて

(1) 制服……………制服指定店で、中学生用として販売されているものを基準とする。

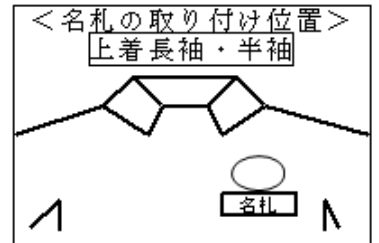
学生服：標準型（ボタンは細江中指定のもの）

セーラー服：細江中指定のもの

(2) 体操服……………細江中指定のもの

(3) 名札……………体操服の名札（縁取りは学年色、体操服指定店で購入）  
右図の位置に張り付ける。

R5 履 靴 色 1年「緑」 2年「赤」 3年「青」



(4) 靴……………外靴：体育の学習に適したもの

上靴：細江中指定のもの（ラインは学年色）

(5) バッグ……………細江中指定のバッグ（反射材は学年色）

(6) ヘルメット……………細江中の校章のついたもの

（体操服指定店、または学生協で購入。小学校のものも可。）

(7) 夜光チョッキ…交通安全協会あっせんのもの。完全下校時刻30分前より着用する。

(8) 頭髪……………染色、脱色をしない。整髪料を使わない。

(9) 防寒着……………通学：制服の上に、ウインドブレーカーなどを着用しても良い。

マフラー、ネックウォーマー、手袋も、着用して良い。

校内：長袖体操服の中に、セーター、トレーナー等を着用しても良い。

## 2. 通学について

(1) 方法……………徒歩、または自転車により通学路を歩いて登下校する。

(2) 自転車通学許可基準

① 通学用自転車の基準

- ・前かご、荷台、ライト、ベル、反射板等のついた通学に適した自転車であること。
- ・自転車保険に加入していること。

② 上記①を満たし、「自転車通学許可願い」を提出すること。また、交付された「自転車通学許可証」（後輪の泥よけに貼るステッカー）を自転車の所定の位置に貼ること。

③ 自転車通学のルール

- ・道路交通法を守る。

- |                            |                    |            |          |
|----------------------------|--------------------|------------|----------|
| 1 信号無視                     | 2 通行禁止違反           | 3 歩道での徐行違反 | 4 通行区分違反 |
| 5 路側帯での歩行者妨害               | 6 遮断機がおりた踏切への立ち入り  |            |          |
| 7 交差点での優先通行車の妨害            | 8 ブレーキが不良の自転車運転    |            |          |
| 9 安全運転義務違反（※携帯電話をしながらの運転等） |                    |            |          |
| 10 交差点での右折車優先妨害            | 11 環状交差点での安全進行義務違反 |            |          |
| 12 一時不停止                   | 13 歩道での歩行者妨害       |            |          |

・細江中学校の7項目（禁止事項）を守る。

- 1 並進
- 2 二人乗り
- 3 ヘルメット未着用
- 4 夜光チョッキ未着用（完全下校時刻30分前）
- 5 自転車改造
- 6 違法駐輪
- 7 通学路違反

(3) 登下校のきまり

- ① 7時30分より前には登校しない。
- ② 登下校時の服装は制服を原則とし、着替えは教室で行うこと。
- ③ 自転車通学者はヘルメットを着用し、あごひもを締める。バックは背負う、または、荷台にしぼる。
- ④ 生徒通用門から出入りする。校内では自転車を降りて引くこと。
- ⑤ 自転車は駐輪したら施錠する。
- ⑥ 完全下校時刻30分前を過ぎたら夜光チョッキを着用すること。
- ⑦ 下校途中に友人宅や商店に立ち寄らない。
- ⑧ 登下校中に事故が起こった場合、相手と連絡先を交換しておく。些細な事故であっても、状況を保護者・学校に報告する。

(4) 病気・けが等による欠席、遅刻の学校への連絡

- ・ 7時45分までに、さくら連絡網を利用する。（電話連絡も可）

(5) 自動車での送迎

- ・ プール西駐車場で乗降する。

### 3. 校内生活について

- (1) 持ち物……学校生活に不要な物（携帯電話、カッターナイフやハサミなどの鋭利な刃物、金銭、貴重品を含む）を持って来ない。
- (2) 服装……校内生活は体操服を原則とする。※全校朝礼、儀式、テストは制服。

### 4. 校外生活について

- (1) 下校後や休日に自転車で外出するときも、自他の命を守るために、ヘルメット、夜光チョッキを着用し、交通ルールを守る。

学校は、集団生活を送るところです。みんなが安心して過ごせるように人の気持ちを考えて行動しましょう。困ったことがあったら、すぐに先生に相談しましょう。